

## 一般扱い

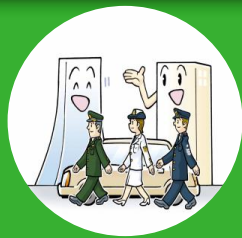
・各社相見積もり致します。(任意保険)

## 防衛省団体扱自動車保険(職員・退職者の皆さま)



- ・大口団体割引15%、自動車保険団体扱一括払の場合、一般のご契約(一時払)と比べ約19.25%割安です。
  - ・団体扱分割払は分割割増がかからないので一般分割(口座振替12回払)のご契約と比べ約5%割安となり、一般のご契約(一時払)と比べ約19.05%割安です。上記割安表示は、次の通り大口団体割引等を連導して算出しております。
- 一括払いの場合： $1 - \{(1 - 0.15) \times \text{団体扱一括払係数} 0.95\}$   
分割払いの場合： $1 - \{(1 - 0.15) \times (1 \div 1.05)\}$

(一財)防衛弘済会を集金者とする口座振替方式



### 事故有係数適用期間(等級別割増引)も継承!

団体扱に切り替えても、今までお使いになっている等級別割増引はそのまま継承できます。  
\*JA共済、全労済、全自共からも継承できます。  
(一部継承できない共済があります。)

●**団体扱契約**としてご契約いただけるのは、保険契約者、記名被保険者(ご契約のお車を主に使用される方)および車両所有者が損害保険会社の定める条件を満たす場合のみとなります。  
団体扱特約失効時の取扱い、その



### ご家族も安心!

ご本人またはご家族が所有される自動車をご加入の対象となります。  
\*「ご家族」とは  
・ご本人(保険契約者)  
・ご本人の配偶者  
・ご本人または配偶者の同居の親族  
・ご本人または配偶者の別居の扶養家族

保険契約者はご本人となります。



口座振替

### 保険料は口座振替で手間いらず!

保険開始月の2か月後から保険料を口座振替いたします。  
現金をお手元にご用意いただく必要がありません。  
\*所定の口座振替依頼書をご提出いただきます。

### 【注意】

- ・団体割引率15%は保険始期が平成30年7月1日～平成31年6月30日の間に始期日を有するご契約に適用され、割引率はその団体のご契約台数と損害率等をもとに毎年見直されます。
- ・退職者の方は、定年(推奨)退職をした防衛省職員の方が対象です。